

京都市告示第 91 号

平成18年度中に、介護保険法（以下「法」という。）第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者から、法第115条の23の規定に基づき、当該指定に係る事業所の名称又は所在地の変更について、次のとおり届出がありました。

平成19年6月11日

京都市長 榎本 頼兼

事業所名称(介護保険事業所番号)	届出者	変更内容		変更日時
京都市下京・中部地域包括支援センター指定介護予防支援事業所(2600400028)	医療法人財団康生会	変更前	事業所の所在地：下京区塩小路通西洞院東入東塩小路町841番地の5	平成18年5月9日
		変更後	事業所の所在地：下京区塩小路通西洞院東入東塩小路町608番地 日本生命京都三哲ビル3階	
京都市岩倉地域包括支援センター指定介護予防支援事業所(2600600049)	医療法人三幸会	変更前	事業所の所在地：左京区岩倉上蔵町303番地	平成18年9月1日
		変更後	事業所の所在地：左京区岩倉忠在地町305番地の10	

(保健福祉局長寿社会部介護保険課)